	限に属する事務											
	略											
給与室	略											
	二　地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1　次に掲げる者の給与の決定 (一)～(三)　略 (四)　地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（人事関係事務手続き要領3の(１)のイの(イ)に該当する非常勤職員に限る。）に係るもの				○						
	略											
略												
自治振興課	一　地方自治法に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	略										
		12　略										
		13　略										
		14　略										
		15　略										
		16　略										
		17　略										
		18　略										
		19　略										
		20　略										
		21　略										
		22　略										
		23　略										
		24　略										
		25　略										
		26　略										
	略											

	限に属する事務											
	略											
給与室	略											
	二　地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1　次に掲げる者の給与の決定 (一)～(三)　略 (四)　地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（人事関係事務手続き要領別表第1に掲げる非常勤職員に限る。）に係るもの				○						
	略											
略												
自治振興課	一　地方自治法に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	略										
		12　同法第260条第2項の規定による市町村の区域内の町若しくは字の区域の設置若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理及び変更の告示				○						
		13　略										
		14　略										
		15　略										
		16　略										
		17　略										
		18　略										
		19　略										
		20　略										
		21　略										
		22　略										
		23　略										
		24　略										
		25　略										
		26　略										
		27　略										
	略											
	十　地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和30年法律第195号）に基づく知事の権限に属する事務	1　地方財政再建促進特別措置法施行令第13条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた同法第22条第3項において読み替えて準用する同法第3条第5項前段の規定及び同法第22条第4項において読み替えて準用する同法第3条第1項の規定による準用財政再建団体の財政再建計画の変更の同意		○							
		2　同法第2条の規定		○							

十 略

十一 略

十三 略

十三 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条第3項の規定による市町村の起債の同意に係る限度額及び資金の総務大臣への協議				○						
	2 同令第7条第3項の規定による市町村の起債の許可に係る限度額及び資金の総務大臣への協議				○						

十四 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成9年法律第94号）に基づく知事の権限に属する事務

略

	3 同法第5条第2項の規定による市町村が定めた財政健全化計画の概要の総務大臣への報告				○						
	4 同法第5条第3項の規定において準用する同法第5条第2項の規定による変更後の市町村の財政健全化計画の概要の総務大臣への報告				○						
	5 同法第5条第4項の規定による市町村が定めた財政健全化計画の概要の公表				○						
	6 同法第6条第1項の規定による市町村の財政健全化計画の実施状況の要旨の総務大臣への報告				○						
	による財政の再建の申出の受理並びに当該申出及びその意見の総務大臣への送付										
	3 同法第23条第2項の規定による歳入欠陥を生じた市町村の償還金等の支出の同意		○								
十一 地方財政再建促進特別措置法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第13条第4項、第5項又は第7項の規定による財政再建計画の軽微な変更についての総務大臣への報告、財政再建計画の変更に同意しようとする場合における総務大臣への事前協議又は財政再建計画の変更に同意した場合における総務大臣への報告		○								
	2 同令第14条の4の規定による財政の再建が完了した旨の報告の受理及び当該報告の総務大臣への送付		○								
	3 同令第15条の規定による地方財政再建促進特別措置法又は同令の規定に基づいて総務大臣に提出すべき書類の受理並びに当該書類及びその意見の総務大臣への送付		○								

十二 略

十三 略

十四 略

十五 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成9年法律第94号）に基づく知事の権限に属する事務

略

7　同法第6条第2項の規定による市町村の財政健全化計画の実施状況の概要の公表				○							
8　同法第7条第1項の規定による財政健全化団体の長に対する勧告		○									
9　同法第7条第3項の規定による勧告の内容の公表および総務大臣への報告				○							
10　略											3　略
11　略											4　略
12　同法第24条の規定において準用する同法第5条第2項の規定による市町村が定めた経営健全化計画の概要の総務大臣への報告				○							
13　同法第24条の規定において準用する同法第5条第3項の規定において準用する同法第5条第2項の規定による変更後の市町村の経営健全化計画の概要の総務大臣への報告				○							
14　同法第24条の規定において準用する同法第5条第4項の規定による市町村が定めた経営健全化計画の概要の公表				○							
15　同法第24条の規定において準用する同法第6条第1項の規定による市町村の経営健全化計画の実施状況の要旨の総務大臣への報告				○							
16　同法第24条の規定において準用する同法第6条第2項の規定による市町村の経営健全化計画の実施状況の概要の公表				○							
17　同法第24条の規定において準用する同法第7条第1項の規定による経営健全化団体の長に対する勧告		○									
18　同法第24条の規定において準用する同法第7条第3項の規定による勧告の内容の公表および総務大臣への報告				○							
19　同法第27条第1項の規定による市町村の財政健全化計画完了報告書の要旨の総務大臣への報告				○							
20　同法第27条第2項の規定による市町村の財政健全化計画完了報告書の概要の公表				○							

		21　同法第27条第6項の規定において準用する同法第27条第1項の規定による市町村の経営健全化計画完了報告書の要旨の総務大臣への報告				○									
		22　同法第27条第6項の規定において準用する同法第27条第2項の規定による市町村の経営健全化計画完了報告書の概要の公表				○									
	十五　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第22条第1項の規定により知事が行うこととされた地方公共団体の財政の健全化に関する法律第10条第6項の規定による市町村の財政再生計画の変更の同意（同令第12条に規定する軽微な変更に係るものに限る。）				○									
		2　同令第22条第2項の規定による協議の結果の総務大臣への報告				○									
中山間地域振興室	略												移住定住促進課	略	
情報政策課	略												情報政策課	略	
くらしの安心推進課	一　食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第24条第1項の規定による食品衛生監視指導計画の策定			○										
		2　同法第25条第1項の規定による食品等の検査及び審査に合格した旨の表示の付与				○									
		3　同法第26条第1項の規定による食品等の検査を受けるべき旨の命令									○	総合事務所長			
		4　同法第28条（同法第32条において準用する場合を含む。）の規定による関係者に対する報告の要求、営業の場所等の臨検及び販売の用に供する食品等の検査又は販売の用に供する食品等を収去させること。 (一)　西宮郡内のと畜場に係るもの（食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。） (二)　(一)以外のもの									○ ○	食肉衛生検査所長 総合事務所長			
		5　同法第30条第2項（同法第32条において													

		で準用する場合を含む。）の規定による食品衛生に関する監視又は指導を行わせること。 (一) 西伯郡内の食肉場に係るもの（食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。） (二) (一)以外のもの								○ ○	食肉衛生検査所長 総合事務所長
		6 同法第48条第8項の規定による食品衛生管理者の氏名等の届出又は食品衛生管理者の変更の届出の受理								○	総合事務所長
		7 同法第52条第1項の規定による飲食店営業等を営むことの許可								○	総合事務所長
		8 同法第53条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理								○	総合事務所長
		9 同法第54条（同法第52条において準用する場合を含む。）の規定による食品等の廃棄等の命令 (一) 西伯郡内の食肉場に係るもの（食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。） (二) (一)以外のもの								○ ○	食肉衛生検査所長 総合事務所長
		10 同法第55条第1項の規定による営業の許可の取消し、営業の禁止又は営業の停止								○	総合事務所長
		11 同法第56条（同法第52条において準用する場合を含む。）の規定による施設の整備改善の命令又は営業許可の取消し若しくは営業の禁止若しくは停止								○	総合事務所長
		12 同法第58条第2項の規定による食品等に起因して中毒した患者又はその疑いのある者についての総合事務所長からの報告の受理及び同条第3項の規定による厚生労働大臣への報告			○						
		13 同法第59条第1項又は第2項の規定による死体を解剖に付することの決定		○							
二 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）に基づく知事の権限に属する事務		1 同令第71条の規定による申請事項の変更届の受理								○	総合事務所長
三 鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取		1 同条例第4条第2項の規定による施設についての基準の一部を適用しないこと								○	総合事務所長

県条例第17号）に基づく知事の権限に属する事務	の決定										
	2　同条例第5条第1項の規定による許可証等の交付									○	総合事務所長
	3　同条例第5条第3項の規定による許可証等の再交付									○	総合事務所長
	4　同条例第5条第4項の規定による許可証等の書換交付									○	総合事務所長
四　鳥取県食品衛生法施行細則（昭和40年鳥取県規則第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第7条ただし書の規定による試薬品の採取量の変更									○	総合事務所長
	2　同規則第1条の2第9号の規定による講習会の指定					○					
	3　同規則第1条の3の規定による許可責任者の設置等の届出の受理									○	総合事務所長
	4　同規則第5条第1項の規定による営業の廃止の届出の受理									○	総合事務所長
五　鳥取県魚介類販売商条例（昭和40年鳥取県条例第9号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第2条第1項の規定による魚介類販売商を営むことの許可									○	総合事務所長
	2　同条例第4条の規定による行商鑑札の交付									○	総合事務所長
	3　同条例第7条の規定による行商鑑札の再交付									○	総合事務所長
	4　同条例第10条第1項の規定による魚介類販売商者への報告の請求又は検査の実施									○	総合事務所長
	5　同条例第11条の規定による食品衛生上の危害の発生を防止するため必要な措置の命令									○	総合事務所長
	6　同条例第12条の規定による営業の停止の命令又は魚介類販売商の許可の取消し									○	総合事務所長
六　鳥取県魚介類販売商条例施行規則（昭和40年鳥取県規則第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第5条の規定による魚介類販売商の許可に係る営業用の容器への標識のはり付け									○	総合事務所長
	2　同規則第9条の規定による許可申請書の記載事項の変更に係る変更届の受理									○	総合事務所長
	3　同規則第10条の規定による魚介類販売商の廃業に係る廃業届の受理									○	総合事務所長
七　調理師法（昭和33年法律第147号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条の2第1項の規定による調理師試験の実施				○						
	2　同法第5条第3項の規定による調理師免許証の交付					○					総合事務所長
	3　同法第6条の規定による調理師免許の				○						

	取消し										
八　調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第11条第1項の規定による調理師の名簿の訂正					○					総合事務所長
	2　同令第12条の規定による調理師の名簿の登録の消除									○	総合事務所長
	3　同令第13条第1項の規定による調理師免許証の書換交付					○					総合事務所長
	4　同令第14条第1項の規定による調理師免許証の再交付					○					総合事務所長
九　製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第1項の規定による製菓衛生師試験の実施				○						
	2　同法第7条第2項の規定による製菓衛生師の免許又は同条第3項の規定による製菓衛生師免許証の交付					○					総合事務所長
	3　同法第8条の規定による製菓衛生師の免許の取消し				○						
十　製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第3条第1項の規定による製菓衛生師の名簿の訂正									○	総合事務所長
	2　同令第4条第1項の規定による製菓衛生師の名簿の登録の消除									○	総合事務所長
	3　同令第5条第1項の規定による製菓衛生師免許証の書換え交付					○					総合事務所長
	4　同令第6条第1項の規定による製菓衛生師免許証の再交付					○					総合事務所長
十一　鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第4条第1項及び第3項の規定によるふぐ処理師の免許及び免許証の交付					○					総合事務所長
	2　同条例第4条第2項の規定によるふぐ処理師名簿の登録					○					総合事務所長
	3　同条例第4条第4項の規定による免許証の書換え					○					総合事務所長
	4　同条例第4条第5項の規定による免許証の再交付					○					総合事務所長
	5　同条例第5条の規定によるふぐ処理師試験の実施				○						
	6　同条例第6条第3項の規定によるふぐ処理師試験委員の委嘱又は任命			○							
	7　同条例第9条第2項の規定による意見の聴取				○						
	8　同条例第11条の規定によるふぐ処理師免許の取消し				○						

		9　同条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証								○	総合事務所長
		10　同条例第12条第3項の規定による認証営業台帳の整備及び認証書の交付								○	総合事務所長
		11　同条例第12条第4項の規定による認証書の書換え								○	総合事務所長
		12　同条例第12条第5項の規定による認証書の再交付								○	総合事務所長
		13　同条例第14条第3項の規定による認証営業者の地位の承継に伴う認証営業台帳の整備及び認証書の書換え交付								○	総合事務所長
		14　同条例第15条の規定による認証の取消し								○	総合事務所長
		15　同条例第19条の規定による報告の徴収及び立入検査								○	総合事務所長
十二　鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）に基づく知事の権限に属する事務		1　同規則第13条の規定による死亡等の届出及び返納された免許証の受理並びに登録の抹消								○	総合事務所長
		2　同規則第17条の規定によるふぐ処理師試験の合格証の交付			○						
		3　同規則第26条の規定による返納された認証書の受理及び登録の抹消								○	総合事務所長
十三　と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づく知事の権限に属する事務		1　同法第4条第1項の規定による一般と畜場等の許可			○						
		2　同法第5条第2項の規定によると畜場において処理することができる獣畜の種類又は1日当たりの頭数の制限								○	食肉衛生検査所長
		3　同法第7条第6項の規定による衛生管理者の届出の受理（作業衛生責任者について、同法第10条第2項の規定により準用する場合を含む。）								○	食肉衛生検査所長
		4　同法第10条第2項の規定による作業衛生責任者の届出の受理								○	食肉衛生検査所長
		5　同法第12条第1項の規定によると畜場使用料若しくはとさつ解体料の認可又はこれらの変更の認可			○						
		6　同法第13条第1項第1号の規定によると畜場以外の場所で自己及びその同居者の食用に供する目的で獣畜をとさつする場合の届出の受理又は同条第3項の規定								○	食肉衛生検査所長

		によると畜場以外の場所において獣畜のとさつ等をする者に対するとさつ等の取扱方法等の指示									
		7　同法第14条第1項の規定による獣畜のとさつに係る検査又は同条第2項の規定による獣畜の解体に係る検査								○	食肉衛生検査所長
		8　同法第14条第3項の規定による獣畜の肉等を持ち出す場合の検査								○	食肉衛生検査所長
		9　同法第16条の規定による獣畜のとさつ又は解体の禁止の措置等の実施								○	食肉衛生検査所長
		10　同法第17条第1項の規定によると畜場の設置者等からの報告の徴収又はと畜場への立入検査等								○	食肉衛生検査所長
		11　同法第18条第1項の規定によると畜場の設置の許可の取消し又はその施設の使用の制限若しくは停止の命令		○							
		12　同法第18条第2項の規定によるとさつ若しくは解体の業務の停止の命令又はとさつ若しくは解体の禁止								○	食肉衛生検査所長
十四　と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）に基づく知事の権限に属する事務		1　同令第4条第2号の規定によると畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない地域の指定又は獣畜のとさつの許可								○	食肉衛生検査所長
		2　同令第7条の規定による獣畜の検査の申請書の受理								○	食肉衛生検査所長
		3　同令第9条の規定によると畜場外で解体された獣畜の肉等で検査に合格したものへの検印の押印								○	食肉衛生検査所長
十五　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づく知事の権限に属する事務		1　同法第3条の規定による食鳥処理の事業の許可								○	総合事務所長
		2　同法第6条第1項の規定による食鳥処理場の構造等の変更の許可								○	総合事務所長
		3　同法第6条第3項の規定による変更の届出の受理								○	総合事務所長
		4　同法第7条第2項の規定による地位承継の届出の受理								○	総合事務所長
		5　同法第8条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止の命令								○	総合事務所長
		6　同法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善の命令若し								○	総合事務所長

くは使用の禁止又は事業の許可の取消し若しくは事業の停止の命令									
7　同法第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置又は変更の届出の受理								○	総合事務所長
8　同法第13条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令								○	総合事務所長
9　同法第14条の規定による食鳥処理場の廃止等の届出の受理								○	総合事務所長
10　同法第16条第1項の規定による小規模食鳥処理業者の確認規程の認定及び同条第2項の規定による変更の認定								○	総合事務所長
11　同法第16条第6項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令								○	総合事務所長
12　同法第16条第7項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認状況の報告の受理								○	総合事務所長
13　同法第16条第8項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認規程の認定が効力を失う期日の決定								○	総合事務所長
14　同法第16条第9項の規定による認定小規模食鳥処理業者への技術的指導及び助言								○	総合事務所長
15　同法第17条第1項第4号の規定による食鳥販売業者の届出の受理								○	総合事務所長
16　同法第20条の規定による食鳥肉等を食用に供することができないと認めるとき、又は食鳥のとさつ等により病原体が伝染するおそれがあると認めるときの措置の実施								○	総合事務所長
17　同法第24条第1項の規定による指定検査機関に食鳥検査を委任した旨の厚生労働大臣への報告及び当該指定検査機関の名称等の公示			○						
18　同法第24条第3項の規定による指定検査機関の名称等を変更する旨の公示			○						
19　同法第28条第2項の規定による指定検査機関の業務規程の変更に対する意見の提出			○						
20　同法第29条第2項の規定による指定検			○						

	査機関の事業計画及び収支予算又はその変更に対する意見の提出									
	21　同法第31条第2項の規定による指定検査機関に対する食鳥検査の業務の適正な実施のために必要な措置を採るべき旨の指示		○							
	22　同法第32条第3項の規定による指定検査機関の食鳥検査の業務の休止又は廃止の許可に伴う厚生労働大臣への意見の提出		○							
	23　同法第34条第1項の規定による指定検査機関に対して食鳥検査を行わせない旨の通知並びに同条第2項の規定によるその旨の厚生労働大臣への報告及び公示	○								
	24　同法第35条第1項の規定による指定検査機関が食鳥検査の業務の休止の許可を受けたとき、厚生労働大臣が指定検査機関に対して食鳥検査の業務の停止を命じたとき、又は天災その他の事由により指定検査機関が食鳥検査の業務を実施することが困難となった場合の検査の実施		○							
	25　同法第35条第3項の規定による食鳥検査の業務を行うこととなる旨又は行うこととなる事由がなくなった旨の公示		○							
	26　同法第37条第1項の規定による食鳥処理業者等に対する業務の状況の報告の徴収								○	総合事務所長
	27　同法第37条第2項の規定による指定検査機関に対する食鳥検査の業務等の報告の徴収			○						
	28　同法第38条第1項の規定による食鳥処理場等への立入り及び設備等の検査、関係者への質問又は食鳥等の収去の実施								○	総合事務所長
	29　同法第38条第2項の規定による指定検査機関の事務所への立入り及び帳簿等の検査及び関係者への質問の実施								○	総合事務所長
	30　同法第39条の規定による食鳥検査等を実施する職員の指定 (一)　総合事務所の職員に係るもの (二)　(一)以外のもの							○	○	総合事務所長

十六　肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第7条第1項の規定による普通肥料の登録				○						
	2　同法第10条の規定による普通肥料の登録証等の交付				○						
	3　同法第12条第2項の規定による普通肥料の登録の有効期間の更新				○						
	4　同法第13条第1項の規定による普通肥料の登録証の書換え交付等				○						
	5　同法第16条の2の規定による指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出の受理				○						
	6　同法第19条第2項の規定による規格に適合しなくなった場合等における普通肥料の譲渡の許可				○						
	7　同法第21条の規定による肥料の施用上の注意等を表示すべき旨の命令		○								
	8　同法第22条の規定による特殊肥料の生産業者及び輸入業者の届出の受理				○						
	9　同法第23条の規定による販売業務についての届出の受理				○						
	10　同法第29条第1項又は第3項の規定による業務に関する報告の徴収									○	総合事務所長
	11　同法第29条第4項の規定による農林水産大臣への報告								○		
	12　同法第30条第1項及び第3項の規定による事業場等への立入検査等の実施									○	総合事務所長
	13　同法第30条第4項の規定による農林水産大臣への報告								○		
	14　同法第30条第7項の規定による公表				○						
	15　同法第31条第2項又は第3項の規定による普通肥料等の譲渡等の制限、禁止又は登録等の取消し		○								
十七　農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第8条の規定による販売者からの届出の受理									○	総合事務所長
	2　同法第13条第1項及び第3項の規定による報告の命令又は農薬等の集取若しくは立入検査の実施									○	総合事務所長
十八　農薬取締法施行令（昭和46年政令第56号）第4条	1　同法第13条第1項の規定による報告の命令又は農薬等の集取若しくは立入検査の実施									○	総合事務所長

の規定により知事の権限に属するものとされた農薬取締法に基づく事務	2　同法第14条第2項の規定による農薬の販売の制限又は禁止				○						
十九　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第9条の14の規定による品質表示に関する指示		○								
	2　同法第20条第2項に規定する品質表示に関する報告の徴収及び立入検査の実施									○	総合事務所長
	3　同法第21条第1項に規定する申出の受理及び同条第2項に規定する調査									○	総合事務所長
二十　理容師法（昭和22年法律第234号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第2項の規定による理容師の業務の停止									○	総合事務所長
	2　同法第11条の規定による理容所の位置等の届出又は届出事項の変更の届出若しくは理容所の廃止の届出の受理									○	総合事務所長
	3　同法第11条の2の規定による理容所の構造設備の検査及び確認									○	総合事務所長
	4　同法第11条の3第2項の規定による理容所の開設者の地位の承継の届出の受理									○	総合事務所長
	5　同法第11条の4第2項の規定による講習会の指定				○						
	6　同法第13条第1項の規定による理容所への立入り及び皮ふに接する布片等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査									○	総合事務所長
	7　同法第14条の規定による理容所の開設の命令									○	総合事務所長
二十一　理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第7条第3項の規定による理容師の免許証又は免許証明書の受理									○	総合事務所長
二十二　鳥取県理容師法施行条例（平成2年条例第18号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条第1項の規定による出張理容の届出の受理									○	総合事務所長
	2　同条例第3条第2項の規定による検査及び確認									○	総合事務所長
	3　同条例第3条第4項の規定による変更等の届出の受理									○	総合事務所長
	4　同条例第4条第1項の規定による出張理容の確認証の交付									○	総合事務所長
	5　同条例第5条第1項の規定による立入検査の実施									○	総合事務所長

	6　同条例第7条第1項の規定による理容所の確認証の交付									○	総合事務所長
	7　同条例第9条の規定による確認証の再交付等									○	総合事務所長
二十三　美容師法（昭和32年法律第163号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第2項の規定による美容師の業務の停止									○	総合事務所長
	2　同法第11条の規定による美容所の位置等の届出又は届出事項の変更の届出若しくは美容所の廃止の届出の受理									○	総合事務所長
	3　同法第12条の規定による美容所の構造設備の検査及び確認									○	総合事務所長
	4　同法第12条の2の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出の受理									○	総合事務所長
	5　同法第12条の3第2項の規定による講習会の指定			○							
	6　同法第14条第1項の規定による美容所への立入り及び枝ふに接する布片等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査									○	総合事務所長
	7　同法第15条の規定による美容所の閉鎖の命令									○	総合事務所長
二十四　美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第7条第3項の規定による美容師の免許証又は免許証明書の受理									○	総合事務所長
二十五　鳥取県美容師法施行条例（平成2年条例第19号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条第1項の規定による出張美容の届出の受理									○	総合事務所長
	2　同条例第3条第2項の規定による検査及び確認									○	総合事務所長
	3　同条例第3条第4項の規定による変更等の届出の受理									○	総合事務所長
	4　同条例第4条第1項の規定による出張美容の確認証の交付									○	総合事務所長
	5　同条例第5条第1項の規定による立入検査の実施									○	総合事務所長
	6　同条例第7条第1項の規定による美容所の確認証の交付									○	総合事務所長
	7　同条例第9条の規定による確認証の再交付等									○	総合事務所長
二十六　クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に	1　同法第5条の規定によるクリーニング所の位置等の届出の受理又は届出事項の変更若しくはクリー									○	総合事務所長

基づく知事の権限に属する事務	ニング所の廃止の届出の受理										
	2　同法第5条の2の規定によるクリーニング所の構造設備の検査及び確認									○	総合事務所長
	3　同法第5条の3第2項の規定によるクリーニング所の営業者の地位の承継の届出の受理									○	総合事務所長
	4　同法第6条の規定によるクリーニング師の免許の交付				○						
	5　同法第7条の規定によるクリーニング師試験の施行				○						
	6　同法第8条の規定によるクリーニング師の免許に関する事項の登録				○						
	7　同法第8条の2の規定によるクリーニング師の研修の指定				○						
	8　同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習の指定				○						
	9　同法第9条の規定による洗たくの処理等の業務に従事する者の業務の停止									○	総合事務所長
	10　同法第10条の規定によるクリーニング所への立入り及びクリーニング所等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査の実施									○	総合事務所長
	11　同法第10条の2の規定による営業者が法令の規定に違反している場合の必要な措置をとるべき旨の命令									○	総合事務所長
	12　同法第11条の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖の命令									○	総合事務所長
	13　同法第12条の規定によるクリーニング師の免許の取消し		○								
二十七　クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第1条の規定によるクリーニング師の免許証の交付、訂正交付又は再交付				○						
二十八　興行場法（昭和23年法律第137号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第2条の規定による業として興行場を経営することの許可									○	総合事務所長
	2　同法第2条の2第2項の規定による営業の承継の届出の受理									○	総合事務所長
	3　同法第5条の規定									○	総合事務所

	による営業者等からの報告の徴収又は立入り及び興行場の換気等の措置の実施状況検査の実施										長
	4　同法第6条の規定による業として興行場を経営することの許可の取消し又は営業の停止の命令									○	総合事務所長
二十九　鳥取県興行場法施行条例（昭和29年鳥取県条例第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第4条の規定による興行場の設置の場所、構造設備又は措置の基準の緩和等の決定									○	総合事務所長
三十　鳥取県興行場法施行細則（昭和29年鳥取県規則第10号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第3条の規定による興行場営業の変更の届出の受理									○	総合事務所長
	2　同規則第4条の規定による興行場営業の停止等の届出の受理									○	総合事務所長
三十一　旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による旅館業を経営することの許可									○	総合事務所長
	2　同法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定による営業の承継の承認									○	総合事務所長
	3　同法第7条第1項の規定による営業者等に対する報告の徴収及び請求又は営業の施設への立入り及びその構造設備等の検査の実施									○	総合事務所長
	4　同法第7条の2の規定による営業の施設の構造設備の基準に適合させるために必要な措置をとるべきことの命令									○	総合事務所長
	5　同法第8条の規定による旅館業の経営の許可の取消し又は営業の停止の命令									○	総合事務所長
三十二　旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第4条の規定による旅館業の経営の許可の申請書に記載した事項の変更又は営業の停止若しくは廃止の届出の受理									○	総合事務所長
三十三　鳥取県旅館業法施行条例（昭和33年鳥取県条例第13号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第5条第2項の規定による客の収容定員の基準の緩和									○	総合事務所長
	2　同条例第6条第3項の規定による水質基準に係る届出の受理									○	総合事務所長
三十四　公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に基づく知	1　同法第2条の規定による業として公衆浴場を経営することの許可									○	総合事務所長

事の権限に属する事務	2　同法第2条の2第2項の規定による営業の承継の届出の受理									○	総合事務所長
	3　同法第4条の規定による伝染性の疾病にかかっていると認められる者等に対して入浴を認めることの許可									○	総合事務所長
	4　同法第6条の規定による営業者等に対する報告の請求又は公衆浴場への立入り及び業として公衆浴場を経営することの許可に附した条件の遵守等の状況の検査の実施									○	総合事務所長
	5　同法第7条第1項の規定による業として公衆浴場を経営することの許可の取消し又は営業の停止の命令									○	総合事務所長
三十五　公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第4条の規定による業として公衆浴場を経営することの許可の申請書に記載した事項の変更又は営業の停止若しくは廃止の届出の受理									○	総合事務所長
三十六　鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条第9号の規定による水質基準に係る届出の受理									○	総合事務所長
	2　同条例第6条の規定による公衆浴場について講じなければならない措置の基準の緩和									○	総合事務所長
三十七　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和32年政令第279号）第9条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づく事務	1　同法第9条第1項の規定による適正化規程の設定の認可又はその変更の認可		○								
	2　同法第11条の規定による適正化規程の変更の命令又は認可の取消し		○								
	3　同法第12条の規定による適正化規程の廃止の届出の受理				○						
	4　同法第14条の2の規定による共済規程の設定の認可又はその変更若しくは廃止の認可				○						
	5　同法第14条の10第1項の規定による組合協約の認可又はその変更の認可		○								
	6　同法第14条の12の規定による組合協約の締結に関するあっせん				○						
	7　同法第24条第1項の規定による組合の設立の認可	○									
	8　同法第28条第3項の規定による組合の定款の変更の認可				○						

	9　同法第28条第5項の規定による組合の定款の変更の届出の受理				○						
	10　同法第42条（同法第38条第5項、第46条第6項又は第52条において準用する場合を含む。）の規定による組合員による総会の招集の承認				○						
	11　同法第50条第2項の規定による総会の決議による組合の解散の認可				○						
	12　同法第52条の2の規定による組合の役員の解任の勧告		○								
	13　同法第52条の3の規定による組合の解散の命令	○									
	14　同法第52条の4第1項の規定による小組合の設立の認可		○								
	15　同法第52条の7第3項の規定による小組合の合併の認可		○								
	16　同法第56条の6第1項の規定による組合員以外の者に対する料金若しくは販売価格又は営業方法を改めることの勧告		○								
	17　同法第60条第1項の規定による営業者等からの報告の徴収又は事業所等の立入り及び業務の状況等の検査の実施				○						
	18　同法第60条第4項の規定による調査の申出の受理				○						
	19　同法第60条第5項の規定による調査の実施及び結果の通知				○						
	20　同法第62条第1項の規定による意見の聴取			○							
三十八　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第6条の規定による組合の役員に変更があった旨等の届出の受理				○						
	2　同令第11条の規定による組合員の異動に関する報告書の受理				○						
三十九　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条の規定による特定建築物についての届出及び届出事項の変更の届出の受理及び都道府県労働局長への通知								○	総合事務所長	
	2　同法第11条の規定による特定建築物の所有者等に対する報告の徴収又は特定建築物への立入検査								○	総合事務所長	

	3　同法第12条の規定による特定建築物の所有者等に対する必要な措置をとるべきことの命令又は特定建築物等の使用の停止若しくは制限									○	総合事務所長
	4　同法第12条の2第1項の規定による建築物における清掃を行う事業を営んでいる者の営業所等の登録									○	総合事務所長
	5　同法第12条の4の規定による登録営業所の登録の取消し									○	総合事務所長
	6　同法第12条の5第1項の規定による登録業者に対する報告の徴収又は登録営業所への立入検査等の実施									○	総合事務所長
	7　同法第13条第2項の規定による国等に対する必要な説明又は資料の提出の要求									○	総合事務所長
四十　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第2条の規定による登録証明書の交付									○	総合事務所長
	2　同令第3条の規定による登録業者の変更等の届出の受理									○	総合事務所長
四十一　化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同法第2条の規定による死亡獣畜処理場外における死亡獣畜の解体等の許可									○	総合事務所長
	2　同法第3条の規定による化製場又は死亡獣畜処理場の設置の許可及びその構造設備の変更の届出の受理 (一)　東部総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの			○						○	東部総合事務所長
	3　同法第6条の規定による化製場若しくは死亡獣畜処理場の設置者等に対する報告の請求又は化製場若しくは死亡獣畜処理場への立入り及びその構造設備等の検査									○	総合事務所長
	4　同法第6条の2の規定による化製場又は死亡獣畜処理場の構造設備の公衆衛生上必要な基準に適合するため必要な措置等の命令									○	総合事務所長
	5　同法第7条の規定による化製場若しくは死亡獣畜処理場の設置の許可の取消し又はその施設の使用の制限若しくは禁止の命令										

			(一) 東部総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	東部総合事務所長				
			6 同法第8条において準用する同法第3条の規定による製造又は貯蔵の施設の設置の許可及びその構造設備の変更の届出の受理 (一) 東部総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	東部総合事務所長				
			7 同法第8条において準用する同法第6条の規定による製造又は貯蔵の施設の設置者等に対する報告の請求又はその施設への立入り及びその構造設備等の検査								○	総合事務所長				
			8 同法第8条において準用する同法第6条の2の規定による製造又は貯蔵の施設の構造設備の公衆衛生上必要な基準に適合させるため必要な措置等の命令								○	総合事務所長				
			9 同法第8条において準用する同法第7条の規定による製造又は貯蔵の施設の設置の許可の取消し若しくはその施設の使用の制限若しくは禁止の命令又はその処分を受ける者へのその処分の原因と認められる違反行為の通知若しくは弁明等の機会の供与 (一) 東部総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	東部総合事務所長				
			10 同法第9条第1項の規定による動物の飼養等についての許可を受けなければならない区域の指定		○											
			11 同法第9条第1項の規定による動物の飼養等についての許可を受けなければならない区域内における動物の飼養等の許可								○	総合事務所長				
			12 同法第9条第4項の規定による動物の飼養等についての許可を受けなければならない区域として新たに指定された区域内において動物の飼養等をしている場合における動物の種類等の届出の受理								○	総合事務所長				
			13 同法第9条第5項において準用する同法第6条の規定による飼養等をする者等に対する報告の請求								○	総合事務所長				

	又は畜舎等への立入り及びその構造設備等の検査										
	14　同法第9条第5項において準用する同法第6条の2の規定による畜舎等の構造設備の公衆衛生上必要な基準に適合させるため必要な措置等の命令									○	総合事務所長
	15　同法第9条第5項において準用する同法第7条の規定による動物の飼養等の許可の取消し又は畜舎等の使用の制限若しくは禁止の命令 (一)　東部総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの				○					○	東部総合事務所長
四十二　鳥取県化製場等に関する法律施行規則（昭和29年鳥取県規則第61号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第4条第2項の規定による化製場等の構造設備以外の変更の届出の受理							○			
	2　同規則第5条の規定による化製場等の経営の停止等の届出の受理							○			
	3　同規則第11条の規定による動物の飼養等の変更の届出の受理									○	総合事務所長
	4　同規則第12条の規定による動物の飼養等の停止等の届出の受理									○	総合事務所長
四十三　温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による土地の掘削の許可及び同条第3項の規定による経済産業局長への協議					○					
	2　同法第5条第2項の規定による許可の有効期間の更新						○				
	3　同法第6条第1項の規定による土地の掘削の許可を受けた法人の地位の承継の承認						○				
	4　同法第7条第1項の規定による土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認						○				
	5　同法第7条の2第1項の規定による掘削のための施設等の変更の許可									○	総合事務所長
	6　同法第8条第1項の規定による掘削工事の完了又は廃止の届出の受理									○	総合事務所長
	7　同法第8条第3項の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置の命令									○	総合事務所長
	8　同法第9条第1項					○					

の規定による土地の掘削の許可の取消し及び同条第2項の規定による公益上必要な措置の命令										
9　同法第9条の2の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置又は停止の命令									○	総合事務所長
10　同法第10条の規定による原状回復の命令						○				
11　同法第11条第1項の規定による増掘又は動力の装置の許可						○				
12　同法第11条第2項において準用する同法第5条第2項の規定による増掘の許可の有効期間の更新							○			
13　同法第11条第2項において準用する同法第6条第1項の規定による増掘の許可を受けた法人の地位の承継の承認							○			
14　同法第11条第2項において準用する同法第7条第1項の規定による増掘の許可を受けた者の地位の承継の承認							○			
15　法第11条第2項において準用する同法第7条の2第1項の規定による増掘のための施設等の変更の許可									○	総合事務所長
16　同法第11条第2項において準用する同法第8条第1項の規定による増掘の工事の完了又は廃止の届出の受理									○	総合事務所長
17　同法第11条第2項において準用する同法第8条第3項の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置の命令									○	総合事務所長
18　同法第11条第2項において準用する同法第9条第1項の規定による増掘の許可の取消し及び同条第2項の規定による公益上必要な措置の命令						○				
19　同法第11条第2項において準用する同法第9条の2の規定による増掘を行う者に対しての可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置又は停止の命令									○	総合事務所長
20　同法第11条第2項において準用する同法第10条の規定による原状回復の命令						○				
21　同法第11条第3項							○			

において準用する同法第5条第2項の規定による動力の装置の許可の有効期間の更新									
22 同法第11条第3項において準用する同法第6条第1項の規定による動力の装置の許可を受けた法人の地位の承継の承認						○			
23 同法第11条第3項において準用する同法第7条第1項の規定による動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認						○			
24 同法第11条第3項において準用する同法第8条第1項の規定による動力の装置の工事の完了又は廃止の届出の受理								○	総合事務所長
25 同法第11条第3項において準用する同法第9条第1項の規定による動力の装置の許可の取消し及び同条第2項の規定による公益上必要な措置の命令					○				
26 同法第11条第3項において準用する同法第10条の規定による原状回復の命令					○				
27 同法第12条第1項の規定による温泉の採取の制限の命令及び同条第2項の規定による経済産業局長への協議					○				
28 同法第13条第1項の規定による環境大臣への協議					○				
29 同法第14条第1項の規定による温泉のゆう出量等に対する影響の防止に必要な措置の命令及び同条第2項の規定による関係行政庁への協議					○				
30 同法第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可								○	総合事務所長
31 同法第14条の3第1項の規定による温泉の採取の許可を受けた法人の地位の承継の承認								○	総合事務所長
32 同法第14条の4第1項の規定による温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認								○	総合事務所長
33 同法第14条の5第1項の規定による可燃性天然ガス濃度についての確認								○	総合事務所長
34 同法第14条の5第3項の規定による可燃性天然ガス濃度についての確認の取消し								○	総合事務所長

35 同法第14条の6第2項の規定による可燃性天然ガス濃度についての確認を受けた者の地位の承継の届出の受理								○	総合事務所長
36 同法第14条の7第1項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可								○	総合事務所長
37 同法第14条の8第1項の規定による温泉の採取の事業の廃止の届出の受理								○	総合事務所長
38 同法第14条の8第3項の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置の命令								○	総合事務所長
39 同法第14条の9第1項の規定による温泉の採取の許可の取消し及び同条第2項の規定による公益上必要な措置の命令								○	総合事務所長
40 同法第14条の10の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急的に必要な措置等の命令								○	総合事務所長
41 同法第15条第1項の規定による温泉の利用の許可								○	総合事務所長
42 同法第16条第1項の規定による温泉利用の許可を受けた法人の地位の承継の承認								○	総合事務所長
43 同法第17条第1項の規定による温泉利用の許可を受けた者の地位の承継の承認								○	総合事務所長
44 同法第18条第4項の規定による温泉の成分等の掲示又は変更の届出の受理及び同条第5項の規定による内容の変更の命令								○	総合事務所長
45 同法第19条第1項の規定による温泉成分分析を行う施設の登録及び同条第2項の規定による登録の申請の受理								○	総合事務所長
46 同法第19条第3項の規定による登録簿への登録						○			
47 同法第20条の規定による登録分析機関の変更の届出の受理								○	総合事務所長
48 同法第21条第1項の規定による登録分析機関の廃止の届出の受理								○	総合事務所長
49 同法第22条の規定による登録分析機関の登録の抹消						○			
50 同法第23条の規定による登録分析機関							○		

	登録簿の閲覧										
	51　同法第25条の規定による登録分析機関の登録の取消し						○				
	52　同法第28条第1項の規定による温泉成分分析を行う者からの報告の徴収又は立入検査等の実施									○	総合事務所長
	53　同法第30条の規定による温泉利用施設等の改善の指示								○		
	54　同法第31条第1項の規定による温泉の利用の許可の取消し及び同条第2項の規定による温泉の利用の制限等の命令						○				
	55　同法第34条第1項の規定による温泉を採取する者等からの温泉のゆう出量等についての報告の徴収									○	総合事務所長
	56　同法第35条第1項の規定による温泉の利用施設等への立入検査等									○	総合事務所長
四十四　鳥取県温泉法施行細則（昭和62年鳥取県規則第24号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第6条の規定による温泉掘削者等の住所等の変更の届出の受理									○	総合事務所長
	2　同規則第14条の規定による温泉採取者の住所等の変更の届出の受理									○	総合事務所長
	3　同規則第16条第1項の規定による温泉ゆう出路のしゅんせつ等の届出の受理及び同条第2項の規定による温泉ゆう出路のしゅんせつ工事等の完了又は廃止の届出の受理									○	総合事務所長
	4　同規則第17条の規定による原状回復の報告の受理								○		
	5　同規則第21条の規定による温泉利用施設の設備の改修の届出の受理									○	総合事務所長
	6　同規則第22条の規定による温泉利用者の住所等の変更の届出の受理									○	総合事務所長
	7　同規則第23条の規定による温泉の利用の廃止の届出の受理									○	総合事務所長
四十五　不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第7条の規定による違反行為を取りやめるべきこと等の指示		○								
	2　同法第8条第1項の規定による適当な措置をとるべきことの要求		○								
	3　同法第9条第1項の規定による景品類等に関する報告の要求及び事務所等への				○						

	立入検査の実施										
四十六　物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条及び附則第4項の規定により知事の権限に属するものとされた物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく事務	1　同令第3条第1項ただし書の規定による統制額を超える契約、支払又は受領の禁止の例外についての許可		○								
	2　同令第4条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定	○									
	3　同令第8条の2ただし書の規定による履行中の契約の変更、消滅等の禁止の例外についての別段の定めの制定又は許可		○								
	4　同令第30条の規定による報告の徴収、帳簿の作成の命令又は検査の実施				○						
四十七　家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号）第3条の規定により知事の権限に属するものとされた家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づく事務	1　同法第4条第1項の規定による表示事項の表示又は遵守事項の遵守をすべきことの指示						○				
	2　同法第4条第2項の規定による指示に従わない旨の公表		○								
	3　同法第10条第2項の規定による家庭用品の品質に関する表示の調査								○		
	4　同法第19条第1項の規定による販売業者からの報告の徴収及び店舗等への立入検査の実施								○		
四十八　消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第8号）第14条の規定により知事の権限に属するものとされた消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に基づく事務	1　同法第40条第1項の規定による特定製品の販売等の業務の状況に関する報告の徴収								○		
	2　同法第41条第1項の規定による特定製品の販売の事業等を行う者の事務所等への立入検査の実施								○		
	3　同法第42条第1項の規定による特定製品の所有者等に対する特定製品を提出すべきことの命令						○				
四十九　計量法（平成4年法律第51号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同法第10条第2項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告								○		
	2　同法第10条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表		○								
	3　同法第15条第1項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告								○		
	4　同法第15条第2項の規定による勧告に従わなかった旨の公表		○								
	5　同法第15条第3項								○		

の規定による勧告に係る措置をとるべきことの命令										
6　同法第16条第1項第2号イに規定する特定計量器の検定の実施								○		
7　同法第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査の実施								○		
8　同法第21条第3項の規定による届出の受理及び定期検査の期日等の指定								○		
9　同法第25条第1項の規定による計量士が検査を行った旨の届出の受理								○		
10　同法第30条第1項の規定による指定定期検査業務規程又はその変更の認可（同法第121条第2項において準用する同法第30条第1項の規定による指定計量証明検査機関に係るものを含む。）		○								
11　同法第30条第3項の規定による検査機関の業務規程を変更すべきことの命令（同法第121条第2項において準用する同法第30条第3項の規定による指定計量証明検査機関に係るものを含む。）		○								
12　同法第33条第1項の規定による検査機関の事業計画等又はそれらの変更の受理（同法第121条第2項において準用する同法第33条第1項の規定による指定計量証明検査機関に係るものを含む。）			○							
13　同法第35条（同法第121条第2項において準用する場合を含む。）の規定による同法第28条第2号に規定する者を解任すべきことの命令		○								
14　同法第37条の規定による指定定期検査機関に対する必要な措置をとるべきことの命令（同法第121条第2項において準用する同法第30条第3項の規定による指定計量証明検査機関に係るものを含む。）		○								
15　同法第46条第1項の規定による修理の事業の届出の受理								○		
16　同法第46条第2項において準用する同法第42条第1項又は第45条第1項の規定による届出修理事業								○		

者に係る事業の変更又は廃止の届出の受理									
17　同法第48条の規定による必要な措置をとるべきことの命令							○		
18　同法第51条第1項の規定による販売の事業の届出の受理							○		
19　同法第51条第2項において準用する同法第42条第1項又は第45条第1項の規定による販売の事業を行う者に係る事業の変更又は廃止の届出の受理							○		
20　同法第52条第2項の規定による遵守事項を遵守すべきことの勧告							○		
21　同法第52条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表		○							
22　同法第52条第4項の規定による勧告に係る措置をとるべきことの命令							○		
23　同法第53条第1項ただし書の規定による輸出のため特定計量器を製造する旨の届出又は同条第2項ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理							○		
24　同法第55条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理							○		
25　同法第57条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による輸出のため特定計量器の譲渡等をする旨の届出の受理							○		
26　同法第75条第2項の規定による装置検査の実施							○		
27　同法第80条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を製造する旨の届出の受理							○		
28　同法第82条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理							○		
29　同法第91条第2項の規定による品質管理の方法についての検査の実施			○						
30　同法第95条第1項ただし書の規定による輸出のため特定計量器を製造する旨の届出の受理							○		

31 同法第102条第1項の規定による基準器検査の実施							○			
32 同法第107条の規定による計量証明の事業の登録			○							
33 同法第110条第1項の規定による事業規程又はその変更の届出の受理			○							
34 同法第110条第2項の規定による事業規程を変更すべきことの命令							○			
35 同法第111条の規定による必要な措置をとるべきことの命令							○			
36 同法第113条の規定による登録の取消し及び事業の停止の命令			○							
37 同法第116条第1項の規定による計量証明検査の実施							○			
38 同法第120条第1項の規定による計量士が検査を行った旨の届出の受理							○			
39 同法第127条第3項の規定による計量管理の方法についての検査の実施			○							
40 同法第147条第1項の規定による届出製造事業者等からの業務に関する報告の徴収							○			
41 同法第147条第3項の規定による指定定期検査機関等からの業務又は経理の状況に関する報告の徴収							○			
42 同法第148条第1項の規定による工場等への立入り、計量器等の検査又は関係者への質問の実施							○			
43 同法第148条第3項の規定による事務所等への立入検査又は関係者への質問の実施							○			
44 同法第149条第1項の規定による計量器等の提出の命令							○			
45 同法第150条第1項の規定による特定物象量の表記の抹消			○							
46 同法第151条第1項の規定による検定証印等の除去							○			
47 同法第153条第1項の規定による装置検査証印の除去							○			
48 同法第154条第1項の規定による検定証印等の除去							○			

		49　同法第159条第2項の規定による定期検査機関の指定等の公示			○							
	五十　計量法施行令（平成5年政令第329号）第41条第1項又は第2項の規定により知事の権限に属するものとされた計量法に基づく事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　すべての事務				○						
	五十一　鳥取県暴力団排除条例（平成2年鳥取県条例第41号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第8条第1項の規定による基本方針の策定	○									
		2　同条例第8条第2項の規定による警察本部長の意見の聴取						○				
		3　同条例第8条第3項の規定による基本方針の公表			○							
消費生活センター	一　国民生活安定緊急措置法施行令（昭和49年政令第4号）第4条第2項の規定により知事の権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づく事務	1　同法第6条第2項の規定による標準価格等の表示をすべきことの指示							○			
		2　同法第6条第3項の規定による指示に従わなかった旨の公表		○								
		3　同法第7条第1項の規定による指定物資を標準価格等以下の価格で販売すべきことの指示							○			
		4　同法第7条第2項の規定による指示に従わなかった旨の公表		○								
		5　同法第30条第1項の規定による業務等に関する報告の要求及び営業所等への立入検査の実施								○		
	二　生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令（昭和48年政令第200号）第2条の規定により知事の権限に属するものとされた生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）に基づく事務	1　同法第3条の規定による特定物資の価格の動向等に関する調査				○						
		2　同法第4条第1項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの指示			○							
		3　同法第4条第2項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの命令		○								
		4　同法第4条第4項の規定による売渡しに関する裁定		○								
		5　同法第5条第1項の規定による業務に関する報告の要求及び事務所等への立入検査の実施								○		